

報告第 7 号

臨時代理した事件(名張市給食費無償化補助金交付内規の一部を改正する内規の制定)の承認について

名張市給食費無償化補助金交付内規の一部を改正する内規の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市給食費無償化補助金交付内規の一部を改正する内規の制定について

1. 改正理由

令和7年4月から7月までの期間において、本補助金の交付を実施するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 補助対象期間を令和7年4月から7月（現行：令和6年1月から3月）に改める。
- (2) その他所要の改正をする。

3. 施行期日

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

名張市給食費無償化補助金交付内規の一部を改正する内規

名張市給食費無償化補助金交付内規（令和6年1月4日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（補助対象事業等） 第2条 この補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、<u>令和7年4月から7月までの学校給食費</u>を無償化する事業とする。 2 略 （完了実績報告） 第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（第9条第1項において「交付決定者」という。）は、<u>当該交付決定に係る事業の完了後速やかに</u>名張市給食費無償化補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出することにより、完了の報告をしなければならない。	（補助対象事業等） 第2条 この補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、<u>令和6年1月から3月までの学校給食費</u>を無償化する事業とする。 2 略 （完了実績報告） 第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（第9条第1項において「交付決定者」という。）は、<u>当該交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに</u>名張市給食費無償化補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出することにより、完了の報告をしなければならない。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の学校給食費について適用する。